

官報

目次

- 省令
「エツクス」線量計検定期則の一部改正
社債等登録法施行令第一條第一項第二号但書の会社指定
連合国財産管理人解任
連合国財産の引き渡し命令
連合国財産の返還等に関する政令により電気通信大臣に対する通知事項
木次信用組合割増金附第二回ヒット定期貯金の細目等
第七回香川相互銀行ほから定期預金の細目等
福岡相互銀行第二回特賞ほから定期預金の細目等
百十四銀行第十四回幸福定期預金の細目等
肥料の仮登録
同右
自作農創設特別措置法により買収又は使用予定地域指定
輸入に関する事項の公表 (第四十八回)の一部改正

省令

通商産業省令第一号
「エツクス」線量計検定期則の一部を改正する省令を次のように制定する。
昭和二十七年一月七日
通商産業大臣 高橋龍太郎
「エツクス」線量計検定期則の一部を改正する省令
「エツクス」線量計検定期則(昭和十二年通商省令第五十二号)の一部を次のように改正する。
第十一條第一項第一号中「金百円」を「金五百円」に、同項第二号中「金三十円」を「金一万円」に、同項第三号中「金六十円」を「金五千円」に、同号ロ中「金四円」を「金六百円」に改める。
第十二條第二項中「金二十五銭」を「金五十円」に改める。
附則
この省令は、公布の日から施行する。

告示

法務府告示第一号
大蔵省告示第一号
社債等登録法施行令(昭和十七年勅令第四百九号)第一條第一項第二号但書の会社を次のように指定する。
昭和二十七年一月七日
法務総裁 木村篤太郎
大蔵大臣 池田 勇人
社債の名称 登録機関の名称
日本冷蔵株式会社第二回 株式会社
は号物上担保付社債 富士銀行
神岡鉱業株式会社第一回 株式会社
物上担保付社債 帝國銀行
倉敷紡績株式会社第十一回 同
回物上担保付社債 同
東洋高圧工業株式会社第三回 同
三回物上担保付社債 同
井華鋳業株式会社第一回 株式会社
は号物上担保付社債 大阪銀行

大蔵省告示第十三号
連合国財産の返還等に関する政令(昭和二十六年政令第六号)第十三條第一項第一号の規定により、ネザランデツシユ・ハンデルマーチヤツビー・エヌ・グイ(東京都千代田区丸の内三丁目十番地)が有する一切の財産に関する管理人 日本銀行(東京都中央区日本橋本町二丁目二番の一)を昭和二十六年十二月二十四日に解任した。
昭和二十七年一月七日
大蔵大臣 池田 勇人

大蔵省告示第十四号
連合国財産の返還等に関する政令(昭和二十六年政令第六号)第十三條第一項第三号の規定により、管理人 日本銀行(東京都中央区日本橋本町二丁目二番の一)に対し、その管理する一切の財産を昭和二十六年十二月二十四日にネザランデツシユ・ハンデルマーチヤツビー・エヌ・グイ(東京都千代田区丸の内三丁目十番地)に引き渡すことを命じた。
昭和二十七年一月七日
大蔵大臣 池田 勇人

大蔵省告示第十五号
連合国財産の返還等に関する政令(昭和二十六年政令第六号)第十五條第一項の規定により、電気通信大臣に対し、左に掲げる事項を通知した。
昭和二十七年一月七日
大蔵大臣 池田 勇人
一 返還請求権者の名称及び事務所
ワーナー・ブラザース・フアース・ト・ナシヨナル・ビタチユアス・

大蔵省告示第十六号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第四百三十三号)第三條及び第五條の規定により、木次信用組合割増金附第二回ヒット定期貯金の細目等を次のように定める。
昭和二十七年一月七日
大蔵大臣 池田 勇人
一名 称 木次信用組合割増金附第二回ヒット定期貯金

大蔵省告示第十七号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第四百三十三号)第三條及び第五條の規定により、第七回香川相互銀行ほから定期預金の細目等を次のように定める。
昭和二十七年一月七日
大蔵大臣 池田 勇人
一名 称 第七回香川相互銀行ほから定期預金

Table with 2 columns: 件名, 内容. Includes details for '木次信用組合割増金附第二回ヒット定期貯金' and '第七回香川相互銀行ほから定期預金'.

大蔵省告示第十八号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第四百三十三号)第三條及び第五條の規定により、第七回香川相互銀行ほから定期預金の細目等を次のように定める。
昭和二十七年一月七日
大蔵大臣 池田 勇人
一名 称 第七回香川相互銀行ほから定期預金

大蔵省告示第十九号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第四百三十三号)第三條及び第五條の規定により、第七回香川相互銀行ほから定期預金の細目等を次のように定める。
昭和二十七年一月七日
大蔵大臣 池田 勇人
一名 称 第七回香川相互銀行ほから定期預金

Table with 2 columns: 件名, 内容. Includes details for '第七回香川相互銀行ほから定期預金' and '第七回香川相互銀行ほから定期預金'.

毎日新聞
第三種郵便物認可

昭和二十六年十一月十日 法務府事務官 鶴山 達也... 法務府事務官に任命する... 法務府事務官に任命する... 法務府事務官に任命する...

五 抽せん期日 昭和二十七年三月十日... 大蔵省告示第十八号... 農林省告示第五号... 通商産業省告示第一号... 法務府事務官に任命する...

○同押第一六四六号(金判介他一名)
 ○同押第一六四七号(金判介他一名)
 ○同押第一六四八号(金判介他一名)
 ○同押第一六四九号(金判介他一名)
 ○同押第一六五〇号(金判介他一名)
 ○同押第一六五一号(金判介他一名)
 ○同押第一六五二号(金判介他一名)
 ○同押第一六五三号(金判介他一名)
 ○同押第一六五四号(金判介他一名)
 ○同押第一六五五号(金判介他一名)
 ○同押第一六五六号(金判介他一名)
 ○同押第一六五七号(金判介他一名)
 ○同押第一六五八号(金判介他一名)
 ○同押第一六五九号(金判介他一名)
 ○同押第一六六〇号(金判介他一名)
 ○同押第一六六一号(金判介他一名)
 ○同押第一六六二号(金判介他一名)
 ○同押第一六六三号(金判介他一名)
 ○同押第一六六四号(金判介他一名)
 ○同押第一六六五号(金判介他一名)
 ○同押第一六六六号(金判介他一名)
 ○同押第一六六七号(金判介他一名)
 ○同押第一六六八号(金判介他一名)
 ○同押第一六六九号(金判介他一名)
 ○同押第一六七〇号(金判介他一名)
 ○同押第一六七一号(金判介他一名)
 ○同押第一六七二号(金判介他一名)
 ○同押第一六七三号(金判介他一名)
 ○同押第一六七四号(金判介他一名)
 ○同押第一六七五号(金判介他一名)
 ○同押第一六七六号(金判介他一名)
 ○同押第一六七七号(金判介他一名)
 ○同押第一六七八号(金判介他一名)
 ○同押第一六七九号(金判介他一名)
 ○同押第一七八〇号(金判介他一名)

○同押第一二一三二号(同)
 ○同押第一二一三三号(同)
 ○同押第一二一三四号(同)
 ○同押第一二一三五号(同)
 ○同押第一二一三六号(同)
 ○同押第一二一三七号(同)
 ○同押第一二一三八号(同)
 ○同押第一二一三九号(同)
 ○同押第一二一四〇号(同)
 ○同押第一二一四一号(同)
 ○同押第一二一四二号(同)
 ○同押第一二一四三号(同)
 ○同押第一二一四四号(同)
 ○同押第一二一四五号(同)
 ○同押第一二一四六号(同)
 ○同押第一二一四七号(同)
 ○同押第一二一四八号(同)
 ○同押第一二一四九号(同)
 ○同押第一二一五〇号(同)
 ○同押第一二一五一号(同)
 ○同押第一二一五二号(同)
 ○同押第一二一五三号(同)
 ○同押第一二一五四号(同)
 ○同押第一二一五五号(同)
 ○同押第一二一五六号(同)
 ○同押第一二一五七号(同)
 ○同押第一二一五八号(同)
 ○同押第一二一五九号(同)
 ○同押第一二一六〇号(同)
 ○同押第一二一六一号(同)
 ○同押第一二一六二号(同)
 ○同押第一二一六三号(同)
 ○同押第一二一六四号(同)
 ○同押第一二一六五号(同)
 ○同押第一二一六六号(同)
 ○同押第一二一六七号(同)
 ○同押第一二一六八号(同)
 ○同押第一二一六九号(同)
 ○同押第一二一七〇号(同)
 ○同押第一二一七一号(同)
 ○同押第一二一七二号(同)
 ○同押第一二一七三号(同)
 ○同押第一二一七四号(同)
 ○同押第一二一七五号(同)
 ○同押第一二一七六号(同)
 ○同押第一二一七七号(同)
 ○同押第一二一七八号(同)
 ○同押第一二一七九号(同)
 ○同押第一二一八〇号(同)

Table of official notices and administrative records, including dates and reference numbers.

Table of official notices and administrative records, including dates and reference numbers.

月九日午前十時迄に権利の届出と証券の提出を怠る者がなく申立人の申立に依り昭和二十六年十月九日右証券の無効を宣言した。

昭和二十六年十月九日 大阪簡易裁判所

(別紙) 目録 一 種類 東洋紡績株式会社株式 数量 (一) 株券 一枚 (五) 株券 一枚 (六) 株券 一枚 (七) 株券 一枚 (八) 株券 一枚 (九) 株券 一枚 (一〇) 株券 一枚 (一一) 株券 一枚 (一二) 株券 一枚 (一三) 株券 一枚 (一四) 株券 一枚 (一五) 株券 一枚 (一六) 株券 一枚 (一七) 株券 一枚 (一八) 株券 一枚 (一九) 株券 一枚 (二〇) 株券 一枚 (二一) 株券 一枚 (二二) 株券 一枚 (二三) 株券 一枚 (二四) 株券 一枚 (二五) 株券 一枚 (二六) 株券 一枚 (二七) 株券 一枚 (二八) 株券 一枚 (二九) 株券 一枚 (三〇) 株券 一枚 (三一) 株券 一枚 (三二) 株券 一枚 (三三) 株券 一枚 (三四) 株券 一枚 (三五) 株券 一枚 (三六) 株券 一枚 (三七) 株券 一枚 (三八) 株券 一枚 (三九) 株券 一枚 (四〇) 株券 一枚 (四一) 株券 一枚 (四二) 株券 一枚 (四三) 株券 一枚 (四四) 株券 一枚 (四五) 株券 一枚 (四六) 株券 一枚 (四七) 株券 一枚 (四八) 株券 一枚 (四九) 株券 一枚 (五〇) 株券 一枚 (五一) 株券 一枚 (五二) 株券 一枚 (五三) 株券 一枚 (五四) 株券 一枚 (五五) 株券 一枚 (五六) 株券 一枚 (五七) 株券 一枚 (五八) 株券 一枚 (五九) 株券 一枚 (六〇) 株券 一枚 (六一) 株券 一枚 (六二) 株券 一枚 (六三) 株券 一枚 (六四) 株券 一枚 (六五) 株券 一枚 (六六) 株券 一枚 (六七) 株券 一枚 (六八) 株券 一枚 (六九) 株券 一枚 (七〇) 株券 一枚 (七一) 株券 一枚 (七二) 株券 一枚 (七三) 株券 一枚 (七四) 株券 一枚 (七五) 株券 一枚 (七六) 株券 一枚 (七七) 株券 一枚 (七八) 株券 一枚 (七九) 株券 一枚 (八〇) 株券 一枚 (八一) 株券 一枚 (八二) 株券 一枚 (八三) 株券 一枚 (八四) 株券 一枚 (八五) 株券 一枚 (八六) 株券 一枚 (八七) 株券 一枚 (八八) 株券 一枚 (八九) 株券 一枚 (九〇) 株券 一枚 (九一) 株券 一枚 (九二) 株券 一枚 (九三) 株券 一枚 (九四) 株券 一枚 (九五) 株券 一枚 (九六) 株券 一枚 (九七) 株券 一枚 (九八) 株券 一枚 (九九) 株券 一枚 (一〇〇) 株券 一枚

アスピード多数紙穿孔機



女子供でも 素直に 堆積紙数三寸余の厚さを一動作で正確に穿孔する 全国電報局御採用 (カタログ送呈)

中島精密工業株式会社 東京・杉並・堀の内 電話 中野 (38)1467・3406・4291番

昭和二十六年(一)第三三三三三

岐阜県土岐郡釜戸村三三〇八 申立人 岩垣重太郎 別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十六年十月九日午前十時迄に権利の届出と証券の提出を怠る者がなく申立人の申立に依り昭和二十六年十月九日右証券の無効を宣言した。

昭和二十六年十月九日 大阪簡易裁判所

(別紙) 目録 一 種類 東洋紡績株式会社株式 数量 五十株券 四枚 株券額面 金二千五百円 一株に付拂込 金五十円

明治二十五年第三種郵便物認可 三月三十一日

記号番号 戊に自第一三三三三五号至第一三七六八号 発行者 東洋紡績株式会社 最終所持人 田中清助 最終所持人 岩垣重太郎

昭和二十六年(一)第一号

東京都中央区京橋一丁目二番地七 申立人 柏木体温計株式会社 右代表取締役 秋田 三一 証券の表示 一、別紙表示の通り 右証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが、昭和二十六年九月十九日午前十時迄に権利の届出と証券の提出を怠る者がなく申立人の申立に依り、右証券の無効を宣言する。

昭和二十六年九月二十九日 防府簡易裁判所

(別紙) 目録

小切手 額面 金十二万一千六百八十三円也 二枚の合計 記号番号 第二九〇三番額面金八万三千六百二十八円也、第二九〇四番額面金三万八千五百五十四円也 振出年月日 昭和二十六年一月十九日 二枚共 振出地 山口県防府市 振出人 柏木体温計株式会社三田尻 営業所所長 柏木 隆二 支拂人 株式会社山口銀行防府支店 受取人 持参人 持

会社その他の公告

解散公告(第二回) 当組合は昭和二十六年四月十日の総会の決議により解散致しましたので当組合に対して債権を有する方は第一回公告掲載の日より二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のなきときは清算より除外致します。

昭和二十七年一月四日 横浜市西区平沼町二丁目八十三番地 受商業協同組合 神奈川県砂橋卸荷 清算人 高橋 鶴吉

解散公告(第二回)

当会社は昭和二十六年十二月二十五日臨時株主総会の決議により解散致しましたので当会社に対して債権を有せられたる方は第一回公告掲載の日より二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のなきときは清算より除外致します。

る方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し上記期間内に御申出のなきときは清算より除外致します。

昭和二十七年一月四日

川崎市宮本町十八番地 渡辺商事株式会社 清算人 柿沼九三郎

解散公告(第二回)

当会社は昭和二十六年十二月二十日の第三回定時株主総会の決議に於て解散致しましたから債権を有せらるる方は昭和二十七年三月二十日迄に其債権の御申出相成りたく若し右期間内に其申出なきときは清算より除外致します。此段公告致します。

昭和二十六年十二月二十五日

京都市下京区烏丸通綾小路下ル 二帖半敷町六百四十二番地 株式会社京都ネクター輸出部 清算人 荒川 為義

解散公告(第二回)

当会社は昭和二十五年十二月五日企業再建整備法の規定により解散した。当会社に対して債権のあるものはこの公告の日から二箇月以内に申出られたるものはこの期間内に申出なきものは清算から除外せられる。

昭和二十六年十二月二十七日 尼崎市西長洲字西長洲前二十三番地 若鳥産業株式会社 清算人 谷田国次郎

解散公告(第二回)

当会社は昭和二十六年十二月二十五日臨時株主総会の決議により解散致しましたので当会社に対して債権を有せられたる方は第一回公告掲載の日より二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のなきときは清算より除外致します。

申出のなきときは清算より除外致します。 昭和二十六年十二月二十六日 尼崎市北大物町三十二番地 尼崎運輸有限公司 清算人 中田 一夫

解散公告(第二回)

当会社は昭和二十六年八月三十一日株主総会の決議で解散した。当社に対して債権のあるものはこの公告の日より二箇月以内に申出られたるものはこの期間内に申出なきものは清算から除外せられる。

昭和二十六年十二月二十七日

大阪市阿倍野区天王寺町二六二番地 日東製菓株式会社 清算人 田中 一雄

解散公告(第二回)

当会社は昭和二十六年十一月二十七日株主総会の決議により解散した。当社に対して債権のあるものはこの公告の翌日より六十日以内に当社に対して債権の申出をして下さい。尚右期間中に申出なき債権者に対しては清算より除外いたします。右御了承下さい。

昭和二十六年十二月二十八日 大阪府枚方市大字中振大字中振一〇三五番地 三新捺糸有限公司 代表清算人 中村徳治郎

債権申出の催告

東京都世田谷区世田谷五の二九三 被相続人 五味 五十六 右者昭和二十六年九月二十五日病歿し其の遺産は長男(前同所)五味秀一及長女(前同所)神宮道子(前同所)入倉衣子兩名相続し今回東京家庭裁判所に限定承認の申述を致しました。仍て被相続人五六に対して債権を有せらるる各位は昭和二十七年三月三十一日限り下名へ其の内容を御通報下さい。若し該

期日迄に御申出なきときは弁済より除外します。 昭和二十七年一月七日 東京都世田谷区世田谷五の二九三 相続財産管理人 五味 秀一

解散団体財産売却公告(第三百十一回)

一、売却物件 (イ) 土地(地上建物がある)六五・五〇坪(L一八九) (ロ) 同(同)四三・七〇坪(L一三〇六) (ハ) 同(同)四八・〇二坪(L一三〇七) (ニ) 同(同)四二・〇九坪(L一三〇八) (ヘ) 同(同)五三・八一坪(L一三〇九) (コ) 同(同)六六・一〇坪(L一三一九) (カ) 同(同)一四〇・六七坪(L一三二二)

(キ) 建物煉瓦造瓦葺三階建倉庫一棟(延)一八・七五坪(B一八六三) (ク) 土地三五・三〇坪(L一三二三) (ケ) 建物土蔵瓦葺二階建倉庫一棟(延)五二・五〇坪(B一八六〇) (コ) 土地五四・二三坪(L一三二四) (注) 右(イ)乃至(カ)の土地と併せて共有地の持分三十一分の一(持分は均分)あてをそれぞれ売却する。(詳細は昭和二十六年十二月八日附官報掲載の第三百七回解散団体財産売却公告参照)

(ウ) 土地(地上建物がある)一六二・四三坪(L一三二六) (エ) 所在地 (イ) 乃至(ウ)東京都新宿区市ヶ谷佐内町二一番地(ウ)同町二丁目九及び一〇番地 (フ) 下見の日時 一月十日午前十時各物件所在地集合 (ガ) 入札の期限 一月十六日午後五時締切 (ギ) 入札の場所 当理事会又は東京都総務局特別調査課 (グ) 保証金 (イ) 一万五千円(ロ) 各二万一千円(ハ) 一万円(ニ) 一万三千円(ヘ) 一万六千円(コ) 二万七千円(カ) 二万四千元(キ) 各三万四千元

七、買受人の決定は氏名を官報に公告し申込人にも通知します。八、入札心得その他詳細については必ず当理事会又は東京都総務局特別調査課にお問合せ下さい。 東京都千代田区皇居内(旧板橋区) 解散団体財産売却理事会

定価 一ヶ月 二百四十円 一部 九円 送料 実費 公費 一ヶ月 二百四十円 一部 九円 送料 実費 印刷 刷 行 所 東京都新宿区市ヶ谷本町一五 電話九段(33)三三三三 印刷 行 所 東京都千代田区皇居内(旧板橋区) 解散団体財産売却理事会

官報

總理府公告

資格審査結果公告 (自昭和二十六年十二月三十一日) 第五十二号

一、この表は、公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令(昭和二十二年勅令第一号)...

Table with columns for names and categories like '資格審査人員', '非該当決定者', '新任又は任命予定者'. Lists names such as 井中邦雄, 岩本幸志郎, etc.

毎日文

昭和二十五年三月三十一日

Main body of the gazette on the left page, containing columns of official names and titles.

Main body of the gazette on the right page, containing columns of official names and titles.

号外

Main body of the gazette containing various official notices, appointments, and administrative orders.

Right side of the gazette, including a large table of names and titles, and a section titled '新任又は任命予定者' (Newly appointed or designated persons).

Table of names and titles for the left page, including various ranks and names such as 山根 徹, 山根 徹, etc.

Table of names and titles for the right page, including various ranks and names such as 山根 徹, 山根 徹, etc.

Table listing names and titles for the first page of the gazette supplement, including names like 鈴木勝雄, 高橋武雄, etc.

Table listing names and titles for the second page of the gazette supplement, including names like 原信, 高井三春, etc.

Table listing names and titles for the third page of the gazette supplement, including names like 長崎原, 原史郎, etc.

Table listing names and titles for the fourth page of the gazette supplement, including names like 法務府公告, 押收物還付公告, etc.

Table listing names and titles for the fifth page of the gazette supplement, including names like 千原, 吉川, etc.

Table listing names and titles for the first page of the gazette supplement on page 8, including names like 鈴木, 高橋, etc.

Table listing names and titles for the second page of the gazette supplement on page 8, including names like 平井, 中村, etc.

Table listing names and titles for the third page of the gazette supplement on page 8, including names like 北野, 山崎, etc.

Table listing names and titles for the fourth page of the gazette supplement on page 8, including names like 加藤, 山本, etc.

Table listing names and titles for the fifth page of the gazette supplement on page 8, including names like 村瀬, 坂井, etc.

Table of exchange rates for various goods including rice, oil, and other commodities, organized in multiple columns with item names and prices.

Table of exchange rates for various goods including rice, oil, and other commodities, organized in multiple columns with item names and prices.

- 同領第六六一号(同) 一、換価金 三三五円
- 二、風呂敷 一
- 三、布袋 一
- 同領第六六二号(同) 一、換価金 一、三三八円
- 二、木箱 一
- 三、布袋 一
- 四、風呂敷 二
- 五、荷籠 一
- 同領第六六三号(同) 一、換価金 三三五円
- 二、ボール箱 一
- 三、紙袋 一
- 同領第六六四号(同) 一、換価金 三五九円
- 二、布袋 一
- 三、風呂敷 一
- 同領第六六五号(同) 一、換価金 五二六円
- 二、風呂敷 一
- 三、布袋 一
- 同領第六六六号(同) 一、換価金 二八七円
- 二、布袋 一
- 三、風呂敷 一
- 同領第六六七号(同) 一、換価金 三一一円
- 二、木箱 一
- 三、風呂敷 二
- 四、布袋 一
- 同領第六六八号(同) 一、換価金 六四五円
- 二、同 六六九円
- 同領第六六九号(同) 一、同 六六九円
- 同領第六七〇号(同) 一、同 七八九円
- 同領第六七一号(同) 一、同 五五〇円

- 同第二一六号(同) 一、同 六六六二四三十一銭
- 同第二一七号(同) 一、同 九百九十三円
- 同第二一八号(同) 一、同 八百七十五円二十銭
- 同第二一九号(同) 一、同 八百九十八円八十銭
- 同第二二〇号(同) 一、同 八百五十一円五十銭
- 同第二二一号(同) 一、同 九百四十六円十六銭
- 同第二二二号(同) 一、同 九百四十六円十六銭
- 同第二二三号(同) 一、同 五百八十一円
- 同第二二四号(同) 一、同 五百八十一円

- 四、手提袋 一枚
- 五、細紐 一本
- 同第三一二号(同) 一、落花生 換価金 一千二百七十八円
- 二、リツクサツク 一個
- 三、木綿風呂敷 二枚
- 同第三一三号(同) 一、糯米 換価金 四百十円
- 二、白木綿布袋 一枚
- 同第三一四号(同) 一、落花生 換価金 九百九円
- 二、リツクサツク 一個
- 三、南京袋 一枚
- 同第三一五号(同) 一、落花生 換価金 四百七十一円
- 二、木綿布袋 一枚
- 三、茶色風呂敷 一枚
- 同第三一六号(同) 一、落花生 換価金 三百七十二円
- 二、布製手提袋 一枚
- 同第三一七号(同) 一、落花生 換価金 二百七十七円
- 二、手提カバン 一枚
- 三、布袋 一枚
- 同第三一八号(同) 一、落花生 換価金 一千四百二十七円
- 二、リツクサツク 一個
- 三、南京袋 一枚
- 四、木綿布袋 一枚
- 同第三一九号(同) 一、落花生等換価金 四百七十四円
- 二、リツクサツク 一枚
- 三、木綿風呂敷 一枚
- 昭和三十六年押第四二二号(同) 一、押袋等 換価金 一千一百円
- 二、南京袋 一枚
- 三、手提袋 一枚
- 四、風呂敷 一枚
- 同押第四三三号(同) 一、落花生 換価金 一千五十九円
- 二、リツクサツク 一個
- 同押第四四四号(同) 一、落花生等 換価金 一千二百六十円
- 二、南京袋 一枚
- 三、風呂敷 一枚
- 四、絹布袋 一枚
- 五、手提袋 一枚

裁判所公告

○公示催告

●昭和三十六年(一)第八〇一號
 東京都中央区築地二丁目七番地
 申立人 山梨利喜蔵
 別紙表示の株券に付前記申立人より
 公示催告の申立があつたから其所持人
 は昭和三十七年七月一日午前十時迄に
 当該裁判所に権利を届出ると同時に株券
 を提出されたい。若し右期日迄に届出
 及提出がない場合には其の無効を宣言
 することがある。
 昭和三十六年十一月二十二日
 東京簡易裁判所
 裁判官 菅野保之

(別紙) 目録

玉置製菓株式会社五百株券二枚
 記号番号 新戊第十三号同第十四号
 額面金額 二万五千元
 一株の金額 五十円全額拂込済
 発行日 昭和三十二年十二月二十五日
 最後の株式名義人 山梨利喜蔵
 発行者 玉置製菓株式会社社長玉置
 源一郎

●昭和三十六年(一)第八〇二號

宮城県仙台市北一番丁三十四番地
 申立人 上田 靖治
 宮城県仙台市東二番丁二番地
 同 林 義司
 右代理人 根岸 光一
 別紙表示の株券に付前記申立人より
 公示催告の申立があつたから其所持人
 は昭和三十七年七月一日午前十時迄に
 当該裁判所に権利を届出ると同時に株券
 を提出されたい。若し右期日迄に届出
 及提出がない場合には其の無効を宣言
 することがある。
 昭和三十六年十一月二十二日
 東京簡易裁判所
 裁判官 菅野保之

(別紙) 目録

丸善株式会社発行株式一千三百十株
 株券額面 (イ)金五千円也(ロ)金五百円
 也
 記号番号 (イ)甲自第九八四号至第
 九九六号(ロ)丙第四九二号

発行日 (イ)昭和三十五年二月一日(ロ)
 昭和三十二年九月十五日
 最終株主 (イ)上田靖治(ロ)林義司

●昭和三十六年(一)第一四〇號

東京都品川区上大崎二丁目七五二
 番地 申立人 宮野 四郎
 別紙表示の株券に付前記申立人より
 公示催告の申立があつたから其所持人
 は昭和三十七年六月二十三日午前十時
 迄に当該裁判所に権利を届出ると同時に
 株券を提出されたい。若し右期日迄に
 届出及提出がない場合には其の無効を
 宣言することがある。
 昭和三十六年十一月二十八日
 川崎簡易裁判所
 裁判官 植田徳市

(別紙) 物件目録

東京芝浦電気株式会社株式三百株(五
 十株券六枚)
 一株の額面 金五十円也全額拂込済
 記号番号 F号自五〇〇四五七至五
 〇〇四五九、H号自五〇〇〇四五
 至五〇〇〇四七
 最終株主 林健

●昭和三十六年(一)第四三九號

大阪市東区瓦町一丁目一二、秀英
 印刷株式会社内
 申立人 速水 実
 別紙目録に記載した証券について右
 の者から公示催告の申立があつたから
 その証券の所持人は昭和三十七年七月
 二日午前十時迄に当該裁判所に権利の届
 出をし証券を提出されたい。もし期日
 迄に右の届出と提出をせねばその証券
 の無効を宣言することがある。
 昭和三十六年十一月二十七日
 大阪簡易裁判所

(別紙) 物件目録

株式会社大丸株式一百株
 但五十株券二枚
 記号番号 新丙第二四八号、新丙第
 四三九号
 株券額面 金二千五百円也
 一株金額 金五十円也(全額拂込済)
 当初株主 消費共済組合大丸信厚会
 会長里見純吉
 最終株主名義人 米沢仙三郎

明治三十五年第三種郵便物認可
 三月三十一日

印刷 印刷 印刷